

5 参考資料

● 草津市の現在の分別区分

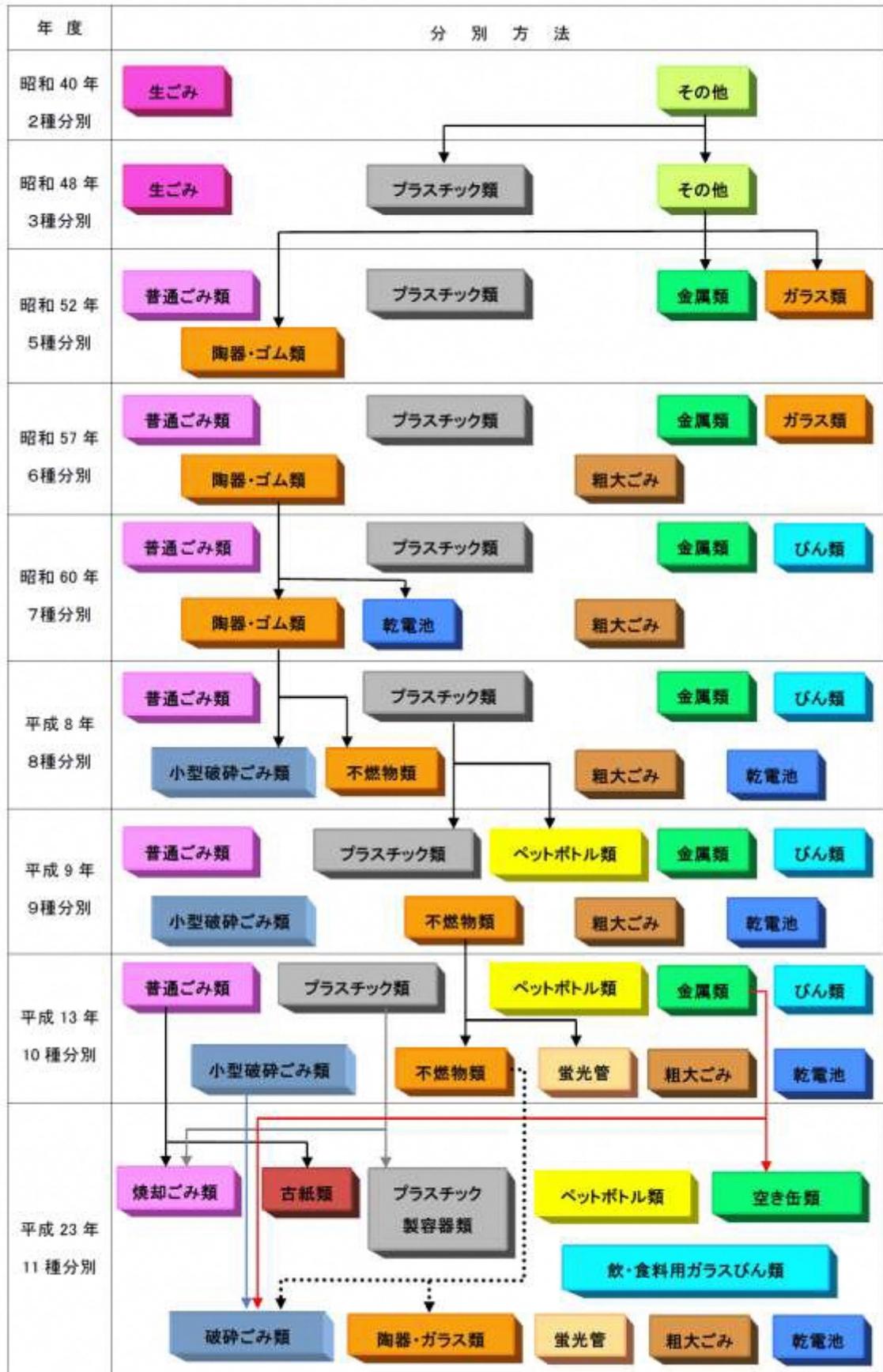
家庭系ごみ

種 類	品 目
焼却ごみ類	台所ごみ（残飯等）、紙、木、竹、衣類、ゴム製品など
プラスチック製容器類	プラスチック製容器、シャンプー容器、レジ袋など
ペットボトル類	水・茶・清涼飲料水のペットボトル
空き缶類	空き缶、缶詰の缶、スプレーの缶など
飲・食料用ガラスびん類	食品用のガラスびん、内服用の薬品びん
破碎ごみ類	炊飯器、ポット、電話機、安全かみそり、鍋、フライパンなど
陶器・ガラス類	化粧品・薬品のびん、ガラス食器製品、電球など
古紙類	新聞、雑誌、雑紙、段ボールなど
乾電池	乾電池
蛍光管	蛍光管
粗大ごみ	タンス、ベッド、自転車、布団など

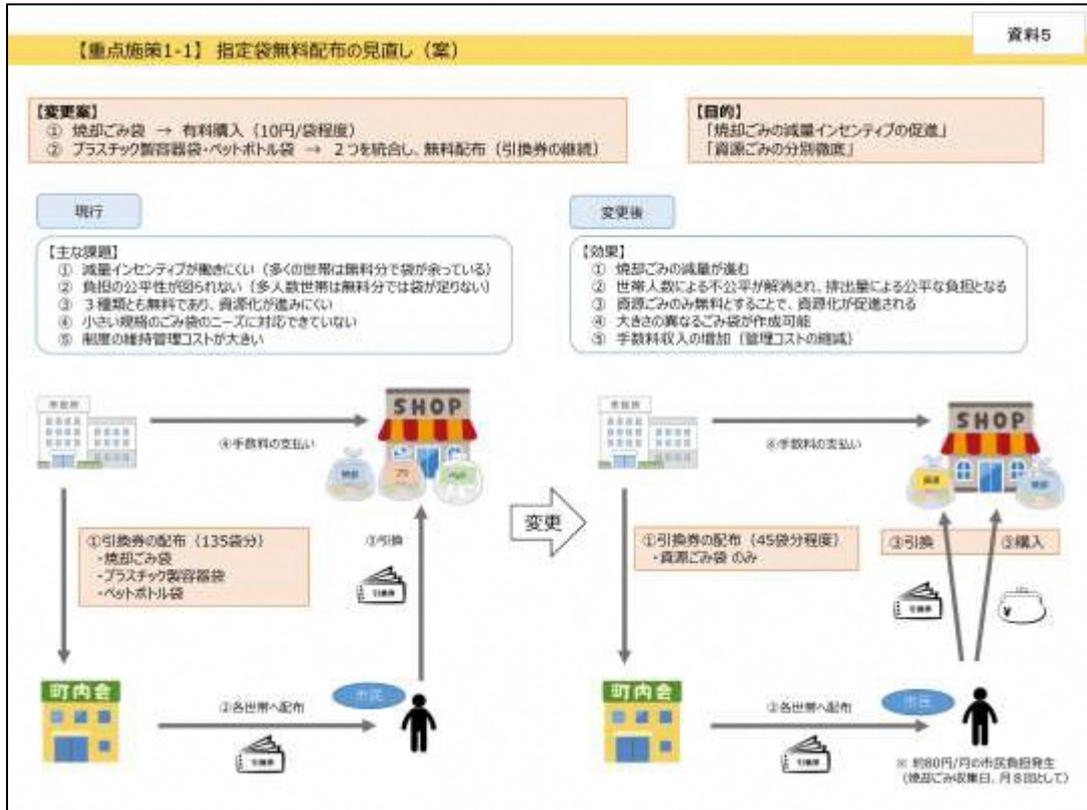
事業系ごみ

種 類	品 目
焼却ごみ類	厨芥類（生ごみ）、紙くずなど
粗大ごみ	可燃系の粗大ごみ

● 草津市のごみ分別の変遷



● 焼却ごみ類指定袋の有料購入の検討(R2.10.2 第7回審議会資料)



● リユース市場の拡大促進に係る他市参考事例(R2.10.29 第8回審議会資料)



● 雑紙の分別周知、ごみ処理手数料の見直し(R3.3.26 第10回審議会資料)

重点施策(雑紙の分別周知・事業系ごみ処理手数料の適正な見直し)について 資料 5

① 家庭系

○ 指定袋無料配付の見直し (重点施策)

- 指定袋の有料(1枚15円程度)とすることで、1人1日当たりの指定袋ごみの量を5.5%減量する。(国「一般廃棄物処理有料化の手引き」より試算)
- 指定袋無料配付の見直しは、令和4年10月からとする。

<家庭系指定袋ごみ類の組成調査結果>

○ 雑紙の分別周知 (重点施策)

- 雑紙の分別周知により、紙類ごみ量を2.3%減量する。
- 古紙類は指定袋ごみの15.29%を占めており、その8割が削減である。指定袋無料配付の見直しによる減量後においても、さらなる減量が可能なごみ種である。
- 古紙類の収集日の統合にあわせ、雑紙の分別周知を重点的に進める。

各家庭における分別周知

- ホームページや分別アプリによる情報発信
- 雑紙分別のための子ども向けチラシ等の作成
- 集積区域の末端集積場の柔軟な対応

② 事業系

○ 事業系ごみ処理手数料の適正な見直し (重点施策)

- 事業系ごみの手数料を量価相当の金額を精算し、近隣市可との均衡を図る料金体系とすることで事業系指定袋ごみの量を5.0%減量する。(1人1日当たりのごみ量が、近隣市と同水準となる)
- 手数料の見直しは、令和3年度に行い、新たな手数料は令和4年10月からとする。

<近隣市との比較>

自治体名	事業系ごみ処理手数料
大津市	180円/10kg
嵐南市	210円/10kg
守山市	210円/10kg
野津市	210円/10kg
草津市	110円/10kg (1回の納入量が200kg未満) 170円/10kg (1回の納入量が200kg以上)

<変更後> 草津市 ○○○円/10kg <試算> 180円～210円程度

参考 (環境省「一般廃棄物処理有料化の手引き抜粋」)

- 廃棄物の処理に係る厚層相当の料金を徴収することが望ましい!
- 近隣市町村の料金水準に大きな差がある場合には、自治体間の廃棄物の流入・流出がある

・事業系ごみの増加トレンドの見直し

- 事業系ごみの「刈り草」・「古紙類」についてトレンドによる増加量を2.6%減量する。
- 量の増加が少ない刈り草の固定化
- 刈り草は、公共事業や公共施設の管理に伴い発生するものが約6割を占め、概ね一定であるため、トレンドによる増加を見込まないものとする。
- 事業系ごみの持ち込み禁止によりリサイクルルートへの誘導
- 資源化可能な古紙類の持ち込みを禁止し、リサイクル事業者への持込を促進。

● 市民に分かりやすいごみ分別(R2.10.29 第8回審議会資料)

重点施策 2-1 市民に分かりやすいごみ分別 資料 5

● 市民アンケートの結果

何が現状の分別基準で、分別と排出の間に困っていることはありますか?という設問に対する回答

プラスチック製容器類(汚れている状態)

● 国(環境省)の方向性

令和2年10月20日(火)開催 プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ、プラスチック資源循環小委員会 合同会議

<資料抜粋>
[作資料]による分別変更

- 資源から回収されたプラスチック製容器類・製品については、プラスチック資源法に基づき回収することが求められる。
- 消費者に分かりやすい分別ルールとすることを通じて資源回収量の拡大を図るとともに、効果的・効率的なリサイクルに向けて、プラスチック製容器類の製造者などに対して分別ルールを定めること、若しくはリサイクル事業者で運営している選別場の中間処理を一体的に実施することが可能な体制を整備する。
- 具体的には、家庭から排出されるプラスチック製容器類とプラスチック製品について、これらプラスチック資源の分別収集の両側面を前提に、製造者リサイクルを活用して、まとめてリサイクルできるように目指してはどうか。
- また、市町村とリサイクル事業者の両方で行ってきた異物除去等の選別工程について、プロセス全体でコスト削減が見込まれ、かつ、リサイクルに支障がない場合には、市町村及びリサイクル事業者が連携して選別工程の一体的な運用が行えるよう、各種物ための留意事項を講ずることとしてはどうか。
- また、家庭ごみの有料化制度等を通じて、消費者の資源分別を促し、こうした分別が対応した作資料に対するインセンティブ等を通じて、分別収集体制を全面に整備する。

● プラスチック製容器類の分別変更案

プラスチック製容器類を出すときの注意

- 中身を洗い流してから分別収集に持っていき、汚れがひどい場合は洗剤を付けて洗い流す。
- 汚れがひどい場合は洗剤を付けて洗い流す。
- 破損しているものは、分別収集に持っていきません。
- コーヒーの缶、ペットボトル、ペットボトルキャップ、プラスチック製容器類は、分別収集に持っていきません。

プラスチック製容器類を出すときの注意

- 中身を洗い流してから分別収集に持っていき、汚れがひどい場合は洗剤を付けて洗い流す。
- 汚れがひどい場合は洗剤を付けて洗い流す。
- 破損しているものは、分別収集に持っていきません。
- コーヒーの缶、ペットボトル、ペットボトルキャップ、プラスチック製容器類は、分別収集に持っていきません。

● 収集日の統合による効率的な収集(R2.10.29 第8回審議会資料)

資料4

重点施策 2-2 収集日の統合による効率的な収集

新聞・広告 月1回
雑誌・雑紙 月1回
段ボール 月1回
合計 月3回

古紙類
3種を同一日として月2回

効果

- 古紙類を出せる日が各ごみ種月2日に増加し、出しやすくなるため、古紙類の収集量の増加が見込める
- 焼却ごみ量が減少する
- 収集効率の向上による収集車両の温室効果ガス削減

令和2年10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

変更前

令和2年10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

変更後

焼却ごみ類 指定袋	プラスチック製容器類 指定袋	ペットボトル類 指定袋	空き缶類 コンテナ	飲・食料用ガラスびん類 コンテナ	破砕ごみ類 指定袋なし	陶器・ガラス類 指定袋なし	古紙類 新聞・広告 雑誌・雑紙 段ボール ひもでくる
--------------	-------------------	----------------	--------------	---------------------	----------------	------------------	----------------------------------

● 高齢者等ごみ出し支援の検討(R2.10.2 第7回審議会資料)

【重点施策2-3】
資料6-1

高齢者
ごみ出し支援
ガイドブック

自治体向け 制度検討資料
(抜粋)

平成29年5月
国立環境研究所

2.3 高齢者等のためのタイプ

ごみ出し支援制度には、大きく分けて2つのタイプがあります(図4)。

一つは、自治体が運営する体制とし、自治体職員やごみ収集員によるごみ出し支援(「職員支援型」)です。

もう一つは、自治体、NPO等の民間団体が運営・実施することとし、支援活動は、事務局が設置されたボランティア型(以下、「ボランティア型」と呼ぶ)です。

図4 高齢者型とボランティア支援型

6 草津市廃棄物減量等推進審議会

●草津市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

(敬称略)

No.	委員区分	氏名	所属・役職名等
1	草津市廃棄物の適正処理 および再利用ならびに環 境美化に関する条例第 20 条の 2 第 4 項第 1 号に定 める委員 (学識経験のある者)	あまの こうじ 天野 耕二 【会長】	立命館大学食マネジメント学部長 (食マネジメント学科教授)
2		かなや けん 金谷 健	滋賀県立大学環境科学部 環境政策・計画学科教授
3	同条同項第 2 号に定める 委員 (市民を代表する者)	しばた こうぞう 柴田 弘三	矢倉学区みらいのまち協議会 副会長 (令和元年 8 月 1 日から令和 3 年 4 月 11 日まで)
4		うめむら すすむ 梅村 進	矢倉学区みらいのまち協議会 副会長 (令和 3 年 4 月 12 日から)
5		まつむら さちこ 松村 幸子 【副会長】	ごみ問題を考える草津市民会議 会長
6		いけだ なみこ 池田 波子	公募 (令和元年 8 月 1 日から令和 3 年 7 月 31 日まで)
7		さいとう さちこ 齋藤 祥子	公募 (令和 3 年 8 月 1 日から)
8		やまぐち かよ 山口 佳代	公募
9		すぎもと とよこ 杉本 登代子	シンコー株式会社 取締役 (令和元年 8 月 1 日から令和 3 年 7 月 31 日まで)
10		同条同項第 3 号に定める 委員 (事業者を代表する者)	しらい きみえ 白井 喜美江
11		くろだ ゆうじ 黒田 祐史	黒田紙業株式会社草津営業所 所長 (令和元年 8 月 1 日から令和 3 年 10 月 11 日まで)

12	同条同項第 3 号に定める 委員 (事業者を代表する者)	やすくり かつひこ 安栗 克彦	黒田紙業株式会社草津営業所 所長 (令和 3 年 10 月 12 日から)
13		ごんだ いっお 権田 五雄	大五産業株式会社 代表取締役
14	同条同項第 4 号に定める 委員 (関係行政機関の職員)	うだ たかし 卯田 隆	滋賀県南部環境事務所 所長 (令和元年 8 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで)
15		かわさき たけし 川崎 竹志	滋賀県南部環境事務所 所長 (令和 2 年 4 月 1 日から)

●草津市廃棄物減量等推進審議会への諮問書(写)

草資発第1034号

令和元年11月21日

草津市廃棄物減量等推進審議会

会長 天野 耕二 様

草津市長 橋 川 渉



草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例第20条の2第2項の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

1 諮問事項

草津市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定に係る基本的事項について

2 諮問の趣旨

草津市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、本市が一般廃棄物を適正に処理するための施策、事業の基本方針を示したもので、現在の計画は、平成22年度を初年度とし、平成33（令和3）年度を目標年次とする12か年計画です。

本市は、この処理基本計画に従って廃棄物行政を進めてきましたが、近年、ごみの発生量が再び増加傾向に転じてきていることや、リサイクル率の伸び悩みといった課題があります。

この間、国においては、第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月19日閣議決定）の策定や廃棄物処理法に基づく基本方針（平成28年1月環境省告示）の改定が行われ、県においても第四次滋賀県廃棄物処理計画（平成28年7月）が策定されるなど、循環型社会の構築に向けた取組みが積極的に推進されています。

本市においてもこれらの国、県の計画を踏まえ、さらなる循環型社会の構築に向け、現状の課題への対応など、新たな視点による取組みが必要となってきたことや現処理基本計画がまもなく目標年次を迎えようとしていることから、次期処理基本計画の策定が必要となりました。

つきましては、新たな処理基本計画の策定にあたり、基本方針の考え方、数値目標、施策展開の方向性等の基本的事項について御意見をいただきたく諮問するものです。

●草津市廃棄物減量等推進審議会からの答申書(写)

(第12回審議会議事内容)
答申後に貼付します。

●草津市廃棄物減量等推進審議会の開催経過

第1回 令和元年11月21日（木）

- ・協議スケジュール
- ・ごみ処理の現状について
- ・ごみ組成調査について
- ・市民・事業者アンケート調査案

第2回 令和元年12月23日（月）

- ・現行計画における施策の実施状況と評価および今後の方向性
- ・ワークショップの実施について

第3回 令和2年1月30日（木）

- ・ごみ組成分析調査結果の速報について
- ・市民アンケート調査結果の速報について
- ・事業所アンケート調査結果の速報について

第4回 令和2年6月19日（金）

- ・ごみ組成調査等の結果について
- ・課題整理について
- ・新ごみ処理基本計画の体系図について

第5回 令和2年7月10日（金）

- ・ごみ量の将来推計について
（家庭系ごみ量と集団回収量について、事業系ごみ量と総ごみ量について）

第6回 令和2年8月7日（金）

- ・審議会スケジュールについて
- ・ごみ量の将来推計（修正）について
- ・目標（目安）について
- ・各施策（案）について

第7回 令和2年10月2日（金）

- ・前回審議会での主な意見およびその回答について
- ・重点施策（案）について
（指定袋無料配布の見直し、高齢者ごみ出し支援）

第8回 令和2年10月29日（木）

- ・一般廃棄物（ごみ）処理基本計画素案（「第3章ごみ発生量の推計」まで）について
- ・施策（案）について
（リユースマップ、市民に分かりやすい分別、収集日の統合による効率的なごみ収集）

第9回 令和2年11月20日（金）

- ・一般施策（案）

第10回 令和3年3月26日（金）

- ・第7回審議会における意見と持込事前申請制度について
- ・重点施策とごみ量推計、目標値の設定について
（雑紙の分別周知・事業系ごみ処理手数料の適正な見直し）

第11回 令和3年4月12日（月）

- ・次期一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（素案）の確認について

第12回 令和3年11月9日（火）

- ・第3次一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（素案）の修正について
- ・答申（案）について

7 法律および条例

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3 この法律において「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

二 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第十五条の四の五第一項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）

5 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

6 この法律において「電子情報処理組織」とは、第十三条の二第一項に規定する情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、第十二条の三第一項に規定する事業者、同条第三項に規定する運搬受託者及び同条第四項に規定する処分受託者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(国内の処理等の原則)

第二条の二 国内において生じた廃棄物は、なるべく国内において適正に処理されなければならない。

2 国外において生じた廃棄物は、その輸入により国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないように、その輸入が抑制されなければならない。

(非常災害により生じた廃棄物の処理の原則)

第二条の三 非常災害により生じた廃棄物は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、

その適正な処理を確保することを旨として、円滑かつ迅速に処理されなければならない。

- 2 非常災害により生じた廃棄物は、当該廃棄物の発生量が著しく多量であることを踏まえ、その円滑かつ迅速な処理を確保するとともに、将来にわたって生ずる廃棄物の適正な処理を確保するため、分別、再生利用等によりその減量が図られるよう、適切な配慮がなされなければならない。

(国民の責務)

第二条の四 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

- 3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

- 2 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めるとともに、当該都道府県の区域内における産業廃棄物の状況をはあくし、産業廃棄物の適正な処理が行なわれるように必要な措置を講ずることに努めなければならない。

- 3 国は、廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発の推進を図り、並びに国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう適切な措置を講ずるとともに、市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えること並びに広域的な見地からの調整を行うことに努めなければならない。

- 4 国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(非常災害時における連携及び協力の確保)

第四条の二 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の三に定める処理の原則のつとり、非常災害時における廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるよう、適切に役割

を分担するとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(清潔の保持等)

第五条 土地又は建物の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2 土地の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有し、若しくは管理する土地において、他の者によつて不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を都道府県知事又は市町村長に通報するように努めなければならない。

3 建物の占有者は、建物内を全般にわたつて清潔にするため、市町村長が定める計画に従い、大掃除を実施しなければならない。

4 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

5 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。

6 市町村は、必要と認める場所に、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを衛生的に維持管理しなければならない。

7 便所が設けられている車両、船舶又は航空機を運行する者は、当該便所に係るし尿を生活環境の保全上支障が生じないように処理することに努めなければならない。

(基本方針)

第五条の二 環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向

二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項

三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項

四 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的事項

五 非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策の推進を図るために必要な事項

六 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

3 環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、都道府県知事の意見を聴かななければならない。

4 環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(廃棄物処理施設整備計画)

第五条の三 環境大臣は、廃棄物処理施設整備事業（廃棄物の処理施設の整備に関する事業で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の計画的な実施に資するため、基本方針に即して、五年ごとに、廃棄物処理施設整備事業に関する計画（以下「廃棄物処理施設整備計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 廃棄物処理施設整備計画においては、計画期間に係る廃棄物処理施設整備事業の実施の目標

及び概要を定めるものとする。

- 3 前項の実施の目標及び概要を定めるに当たっては、廃棄物の処理施設の整備における課題に的確に対応するため、廃棄物処理施設整備事業における投資の重点化及び効率化を図ることができるように留意しなければならない。
- 4 環境大臣は、廃棄物処理施設整備計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 環境大臣は、第一項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、廃棄物処理施設整備計画を公表しなければならない。
- 6 第三項から前項までの規定は、廃棄物処理施設整備計画を変更しようとする場合について準用する。

第五条の四 国は、廃棄物処理施設整備計画の達成を図るため、その実施につき必要な措置を講ずるものとする。

(都道府県廃棄物処理計画)

第五条の五 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
- 三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
- 四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 五 非常災害時における前三号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

3 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴かなければならない。

4 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(都道府県廃棄物処理計画の達成の推進)

第五条の六 国及び都道府県は、廃棄物処理計画の達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(廃棄物減量等推進審議会)

第五条の七 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

(廃棄物減量等推進員)

第五条の八 市町村は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための市町村の施策への協力その他の活動を行

う。

(一般廃棄物処理計画)

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(市町村の処理等)

第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。第七条第三項、第五項第四号ニからへまで及び第八項、第七条の三第一号、第七条の四第一項第五号、第八条の二第六項、第九条第二項、第九条の二第二項、第九条の二の二第一項第二号及び第三項、第九条の三第十二項（第九条の三の三第三項において準用する場合を含む。）、第十三条の十一第一項第三号、第十四条第三項及び第八項、第十四条の三の二第一項第五号、第十四条の四第三項及び第八項、第十五条の三第一項第二号、第十五条の十二、第十五条の十五第一項第三号、第十六条の二第二号、第十六条の三第二号、第二十三条の三第二項、第二十四条の二第二項並びに附則第二条第二項を除き、以下同じ。）しなければならない。

2 市町村が行うべき一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「一般廃棄物処理基準」という。）並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

3 市町村が行うべき特別管理一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる特別管理一般廃棄物を定めた場合における当該特別管理一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「特別管理一般廃棄物処理基準」という。）並びに市町村が特別管理一般廃棄物の収集、運搬

又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

- 4 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、その一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。
- 5 市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。
- 6 事業者は、一般廃棄物処理計画に従ってその一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合その他その一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する一般廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。
- 7 事業者は、前項の規定によりその一般廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

(事業者の協力)

第六条の三 環境大臣は、市町村における一般廃棄物の処理の状況を調査し、一般廃棄物のうちから、現に市町村がその処理を行っているものであつて、市町村の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしその適正な処理が全国各地で困難となつてしていると認められるものを指定することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による指定に係る一般廃棄物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、環境省令で定めるところにより、当該市町村において当該一般廃棄物の処理が適正に行われることを補完するために必要な協力を求めることができる。
- 3 環境大臣は、第一項の規定による指定に係る一般廃棄物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等の事業を所管する大臣に対し、当該一般廃棄物の処理について市町村が当該製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者の協力を得ることができるよう、必要な措置を講ずることを要請することができる。
- 4 環境大臣は、第一項の規定による指定を行うに当たつては、当該指定に係る一般廃棄物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等の事業を所管する大臣の意見を聴かなければならない。

●草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用等を促進することにより、廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理および環境美化を推進することにより、良好な生活環境の保全および公衆衛生の向上を図り、もって環境にやさしいまちづくりを目指したリサイクル型社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

- 2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 再利用等 活用しなければ不用となる物もしくは廃棄物を再び使用し、または資源として利用することをいう。
 - (2) 事業系一般廃棄物 あらゆる事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
 - (3) 家庭廃棄物 家庭生活に伴って生じた廃棄物をいう。

(市、市民および事業者の協力)

第3条 市、市民および事業者は、廃棄物の発生を抑制、再利用等の促進、環境の美化等について相互に協力しなければならない。

- 2 市は、前項の協力を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、あらゆる施策の策定および実施に際しては、廃棄物の発生を抑制および再利用等の促進により、廃棄物の減量を図るとともに、廃棄物の適正な処理および環境美化に努めなければならない。

- 2 市は、廃棄物の再利用等による減量および適正な処理ならびに環境美化に関する市民および事業者の自主的な活動を促進するよう努めなければならない。
- 3 市は、廃棄物の発生を抑制および再利用等の促進ならびに環境美化に関して、あらゆる機会を通じて市民および事業者の意識の啓発に努めなければならない。
- 4 市は、一般廃棄物の減量および適正処理に関する事業の実施に当たって、市施設の整備および作業方法の改善等その能率的な運営に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物の発生を抑制、再利用等の推進、廃棄物の自己処理による廃棄物の減量および適正な処理ならびに環境美化について、地域住民と連帯し、かつ、自ら取り組むよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、自らの責任と負担において、その事業活動に伴う廃棄物の発生を抑制し、再利用等を図ることによりその減量を行うとともに、廃棄物を適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に伴う廃棄物の再利用等および適正な処理に関する技術の研究およ

び開発に努めなければならない。

- 3 事業者は、廃棄物の減量および適正な処理ならびに環境美化について、自ら取り組むよう努めなければならない。

第2章 一般廃棄物の適正処理

(一般廃棄物処理計画)

第7条 市は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画を定め、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 一般廃棄物処理計画は、基本的事項について定める基本計画および基本計画実施のため必要な各年度の事業について定める実施計画に分けて定めるものとする。

- 3 市長は、一般廃棄物処理計画を定めたときは、これを告示するものとする。

(一般廃棄物の処理)

第8条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに適正に処理しなければならない。

- 2 市が一般廃棄物の処理を行う場合または市がこれらを市以外の者に委託する場合は、法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準または同条第3項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準に従い処理しなければならない。

(技術管理者)

第8条の2 法第21条第3項の条例で定める資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門または衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学または農学の課程において衛生工学または化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学またはこれらに相当する課程において衛生工学または化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)または高等専門学校の理学、薬学、工学、農学またはこれらに相当する課程において衛生工学または化学工学に関する科目を修めて卒業した後(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)または高等専門学校の理学、薬学、工学、農学またはこれらに相当する課程において衛生工学または化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校または中等教育学校において土木科、化学科またはこれらに相

当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法に基づく高等学校または中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目またはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識および技能を有するものと認められる者
(一般廃棄物の自己処理等)

第9条 事業者および土地または建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下「占有者」という。）は、その事業活動に伴って発生する一般廃棄物およびその土地または建物から発生する一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処理できる一般廃棄物については、自ら適正に処理するよう努めなければならない。

2 市民、事業者および占有者は、自ら処理する一般廃棄物については、法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準または同条第3項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準に準じて処理しなければならない。

3 市民、事業者および占有者は、自ら処理しない一般廃棄物については、規則および一般廃棄物処理計画に定める収集、運搬および処分の方法に従わなければならない。
(適正処理のための自己評価等)

第10条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合の処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発に努めなければならない。
(排出基準等)

第11条 市が行う家庭廃棄物の収集を受けようとする者は、規則で定める一般廃棄物の分別の区分および排出の方法（以下「排出基準」という。）に従って排出しなければならない。

2 市の処理施設で一般廃棄物の処分を受けようとする者は、規則で定める一般廃棄物の分別の区分および市の処理施設への受入方法（以下「受入基準」という。）に従って搬入しなければならない。

(家庭廃棄物の収集または運搬の禁止等)

第11条の2 市および市の委託を受けた者以外の者（以下この条において「市等以外の者」という。）は、市が行う家庭廃棄物の収集を受けるために排出基準に従ってごみ集積所（あらかじめ市長に届け出た家庭廃棄物を排出する場所をいう。以下同じ。）に排出された家庭廃棄物を収集し、または運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反して市等以外の者が家庭廃棄物の収集もしくは運搬を行い、または行おうとしている場合、その者に対して、これらの行為を停止し、または当該家庭廃棄物をごみ集積所に戻すよう命ずることができる。

3 市長は、第1項の規定に違反して市等以外の者が家庭廃棄物の収集または運搬を繰り返した場合、その者に対して、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

(事業系一般廃棄物の保管基準)

第12条 事業者および占有者は、事業系一般廃棄物を搬出するまでの間、当該事業系一般廃棄物を規則で定める基準（以下「保管基準」という。）に従い適正に保管しなければならない。

（処理除外物）

第13条 次に掲げる一般廃棄物は、市が行う家庭廃棄物の収集に際して排出し、または市の処理施設に搬入してはならない。

- (1) 有害性のあるもの
- (2) 危険性のあるもの
- (3) 爆発性、発火性、引火性のあるもの
- (4) 著しく悪臭を発するもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物の処理を著しく困難にし、または市の処理施設の機能に支障を生じさせるもの

2 前項各号に掲げる一般廃棄物を処理しようとする者は、市長の指示に従わなければならない。（建物の賃貸人等の周知義務）

第14条 自己の所有する建物を他人の居住もしくは事業の用に供するため現に賃貸している者もしくは賃貸しようとする者またはその賃貸を斡旋し、もしくはその建物の管理を請け負う者は、当該建物を居住の用に供する賃借人に対しては排出基準および受入基準を、当該建物を事業の用に供する賃借人に対しては受入基準および保管基準を周知しなければならない。

（適正処理困難物の指定）

第15条 市長は、法第6条の3第1項の規定により一般廃棄物に指定されたもののほか、製品、容器等が廃棄物となった場合、その適正な処理が困難であると認めるものを適正処理困難物（以下「適正処理困難物」という。）に指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

3 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、自らの責任でその適正処理困難物を回収する等の必要な措置を講ずるよう指示することができる。

4 市民は、前項に規定する事業者が適正処理困難物を回収する等の必要な措置を講ずる場合は、これに協力しなければならない。

第3章 廃棄物の減量と再利用等の促進

（再利用等の施策の推進）

第16条 市は、廃棄物の発生の抑制、再利用等の促進に関して、広く市民および事業者の意見を聴き、これをあらゆる施策に反映させるようにするものとし、市民および事業者は、これらに関する市の施策に協力しなければならない。

2 市は、廃棄物の発生の抑制、再利用等の促進に関する市民および事業者の自主的な活動を促進し、および市民活動の支援に努めなければならない。

3 市は、積極的に再生品を使用する等自ら再利用等を推進するよう努めるものとする。

（市民の自主的行動）

第17条 市民は、商品の長期使用および不用品の活用、交換等により廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 市民は、商品の購入に際しては、その内容、包装および容器等を勘案し、廃棄物の減量およ

び環境の保全に配慮した商品の選択、買物袋の持参等により、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

- 3 市民は、再生品または再利用等が可能な物を使用し、再生資源の分別を行い、集団回収その他の再利用等を促進するための活動への参加、協力により、廃棄物の再利用等に努めなければならない。

(事業者による廃棄物の減量)

第18条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発および修理体制の確保等による廃棄物の発生の抑制に努めるとともに、再生資源および再生品を積極的に使用することにより、廃棄物の再利用等に努めなければならない。

- 2 一般廃棄物の収集、運搬または処分を業とする者は、事業者が行う廃棄物の分別、再利用等による適正な処理に協力しなければならない。

(一般廃棄物減量計画の作成)

第19条 市長は、多量に一般廃棄物を発生させると認められる事業者または占有者に対し、必要と認めるときは、一般廃棄物の減量に関する計画（以下「一般廃棄物減量計画」という。）の作成、再利用等の推進その他必要な事項を指示することができる。

- 2 前項の規定により一般廃棄物減量計画の作成の指示を受けた事業者または占有者は、これを作成し、市長に提出しなければならない。

(適正包装の推進)

第20条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定すること等によりその適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再利用等が可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の回収策を講ずること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。
- 3 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるように努めるとともに、その包装、容器等を不用とし、または返却する場合には、その回収等に応じるよう努めなければならない。

第3章の2 廃棄物減量等推進審議会

(廃棄物減量等推進審議会)

第20条の2 法第5条の7の規定により、草津市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、一般廃棄物の発生の抑制、再利用および再生の促進による廃棄物の減量化および適正な処理に関する基本的事項について、市長の諮問に応じて審議し、および答申する。

- 3 審議会は、委員10人以内で組織する。

- 4 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市民を代表する者
- (3) 事業者を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認めた者

- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 環境美化の推進

(環境美化の推進)

第21条 市は、ごみの散乱防止および環境美化の推進を図るため、市民、事業者、関係行政機関の協力を得て、総合的な施策の推進に努めなければならない。

- 2 市民および事業者は、ごみの散乱防止および環境美化の推進に努めるとともに、市の施策および地域の団体等が行う自主的な美化活動に積極的に協力するように努めなければならない。
- 3 事業者は、その事業活動に伴って生ずるごみの散乱防止を図るため、消費者への啓発および回収容器の設置に努めなければならない。
- 4 製造事業者は、ごみの散乱を容易に発生させない製品および包装材料の開発ならびにその回収システムの確立に努めなければならない。

(清潔の保持)

第22条 占有者は、その土地または建物を清潔に保つよう努めるとともに、その土地にみだりに廃棄物が捨てられないよう適正に管理し、廃棄物が捨てられた場合は、回収等の措置を講じるよう努めなければならない。

(公共の場所の環境美化)

第23条 何人も、琵琶湖岸、道路、河川、公園、広場、その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

- 2 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の環境美化に努めなければならない。
- 3 公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物（以下「宣伝物等」という。）を公衆に配布し、または配布させた者は、その場所に宣伝物等が散乱した場合は、速やかに当該宣伝物等を回収し、適正に処理しなければならない。
- 4 土木、建築等の工事を行う者は、工事に伴って生じた土砂、がれき、廃材等を適正に管理し、公共の場所に当該物が飛散し、または流出することによって生活環境の保全上支障が生ずることのないようにしなければならない。

(飲食料容器等の散乱防止)

第24条 容器入り飲食料等の販売を行う事業者および容器入り飲食料等の自動販売機の設置者は、空き容器等を回収するための回収容器を設置し、空き容器等が散乱しないよう必要な措置を講じなければならない。

- 2 容器入り飲食料等の販売を行う事業者および容器入り飲食料等の自動販売機の設置者は、市民が空き容器等を返却しようとする場合には、その回収に応じるよう努めなければならない。

(廃棄物の投棄の禁止および回収命令等)

第25条 何人も、廃棄物をみだりに投棄し、放置し、または散乱させてはならない。

- 2 市長は、前項の規定に違反して投棄され、放置され、または散乱している廃棄物が一般廃棄物であるときは、その違反した者に対して、当該一般廃棄物の回収を命ずることができる。
- 3 市長は、前項の規定に該当する場合であって、回収を命ずべき者が明らかでなく、かつ、当

該一般廃棄物を放置しておくことが生活環境を著しく阻害すると認められるときは、自ら当該一般廃棄物を回収し、処分することができる。

4 市長は、前項の規定により一般廃棄物の回収等を行った後に、当該一般廃棄物の投棄等をした者が判明したときは、その者に対し、回収等に要した費用を請求することができる。

第5章 手数料

(一般廃棄物処理手数料)

第26条 一般廃棄物の処理に係る手数料は、草津市手数料条例(昭和53年草津市条例第4号。以下「手数料条例」という。)に定める。

(一般廃棄物処理業および浄化槽清掃業の許可申請等手数料)

第27条 法第7条第1項もしくは第6項の規定により市長の許可を受けようとする者、同条第2項もしくは第7項の規定により許可の更新を受けようとする者、法第7条の2第1項の規定により変更の許可を受けようとする者もしくは浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定により市長の許可を受けようとする者またはこれらの許可に係る許可書の再交付を受けようとする者は、申請の際、手数料条例の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

第6章 雑則

(報告の徴収)

第28条 市長は、法第18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者、占有者、一般廃棄物処理業者およびその他必要と認める者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入調査)

第29条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に事業者、占有者、一般廃棄物処理業者およびその他必要と認める者の土地または建物に立ち入り、一般廃棄物の処理および減量に関し、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第30条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて、改善その他必要な措置を講ずべき旨の勧告を行うことができる。

(1) 自ら一般廃棄物の処理を行った者が、第9条第2項の規定に違反し一般廃棄物処理基準または特別管理一般廃棄物処理基準に準じて一般廃棄物の処理をしなかったとき。

(2) 事業者および占有者が、第12条の規定に違反し事業系一般廃棄物を保管基準に従わず適正な保管をしなかったとき。

(3) 自己の所有する建物を他人の居住もしくは事業の用に供するため現に賃貸している者もしくは賃貸しようとする者またはその賃貸を斡旋し、もしくはその建物の管理を請け負う者が、第14条の規定に違反し賃借人に対して必要な周知をしなかったとき。

- (4) 一般廃棄物減量計画の作成の指示を受けた事業者または占有者が、第19条第2項の規定に違反し一般廃棄物減量計画の作成を怠り、期日までに提出しなかったとき。
- (5) 宣伝物等を配布し、または配布させた者が、第23条第3項の規定に違反し当該配布場所において散乱した宣伝物等の回収を行わなかったとき。
- (6) 工事施行者が、第23条第4項の規定に違反し工事に伴って生じた土砂等が、公共の場所に飛散する等の適正な管理を行わなかったとき。
- (7) 容器入り飲食料等の販売を行う事業者および容器入り飲食料等の自動販売機の設置者が、第24条第1項の規定に違反しその販売に係る飲食料等の空き容器等の散乱防止に必要な措置を講じなかったとき。

(公表)

第31条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を公表することができる。

- (1) 第11条の2第3項の規定により家庭廃棄物の収集または運搬を行わないよう命令を受けた者が、これに従わなかったとき。
- (2) 第25条第2項の規定により一般廃棄物の回収命令を受けた者が、これに従わなかったとき。
- (3) 第25条第4項の規定により回収等に要した費用の請求を受けた者が、その支払いをしなかったとき。
- (4) 第28条の規定により報告を求められた者が、正当な理由なくこれに従わなかったとき、または虚偽の報告を行ったとき。
- (5) 第29条第1項の規定により立入調査を受ける者が、正当な理由なくこれを拒み、妨げ、または忌避したとき。
- (6) 前条の規定により勧告を受けた者が、これに従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、公表をされるべき者に、その理由を通知し、意見を述べる機会および有利な証拠提出の機会を与えなければならない。

(受入拒否等)

第32条 市長は、一般廃棄物処理計画に適合しない一般廃棄物および第11条第1項に規定する排出基準に適合しない一般廃棄物を排出する者に対し、一般廃棄物の収集を拒否することができる。

2 市長は、一般廃棄物処理計画に適合しない一般廃棄物および第11条第2項に規定する受入基準に適合しない一般廃棄物を市の処理施設へ搬入しようとする者に対し、受け入れを拒否することができる。

3 市長は、第30条第2号または同条第4号の規定による勧告を受け、これに従わなかった者に対して、市の処理施設への搬入の受け入れを拒否することができる。

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。